

松山養護老人ホーム事務組合

# 事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

松山養護老人ホーム事務組合

# 目次

---

事業計画の策定にあたり . . . . .	1
① はじめに	
② 松山養護老人ホーム事務組合の概要及び沿革	
③ 一部事務組合事業計画について	
1 一部事務組合の現状・課題及び施策について . . . . .	3
松山圏域市町の動きと一部事務組合との関連	
一部事務組合の現状と課題	
今後の方針及び施策	
重点取り組みについて	
2 令和5年度までの主な取り組みについて . . . . .	6
3 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること . . . . .	7
経緯	
現状と課題	
今後の方針	
施策	
4 診療所の設置、管理及び運営に関すること . . . . .	10
現状と課題	
今後の方針	
施策	

# 事業計画の策定にあたり

## ① はじめに

松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）は、愛媛県のほぼ中央にある松山平野に位置します。西は瀬戸内海に面する海岸線約 57 km 及び忽那諸島により山口県、広島県に面し、背後は霊峰石鎚山を頂点に山岳線により北は西条市、東南部は高知県及び大洲市等に接しています。

古くから、瀬戸内海沿岸での海上交通の要衝として、また阪神・中国・九州の結節点として重要な位置にあります。

松山圏域を取り巻く社会情勢は、人口の減少と少子高齢化社会の進行、安全・安心な社会生活基盤の整備や自然環境の保全などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化など近年大きく変化しています。

こうした社会情勢に対応するため、専門性・公平性・効率性の確保が特に必要である福祉の分野について、一部事務組合で共同実施することとしています。また、各自治体は、市町単位の行政域の制約がありますが、地域の住民は、行政域も越える生活域で日常生活を送っています。

そのため、自治体が政策を進める際には、より住民に身近で且つ行政域にとらわれない発想が求められます。

松山養護老人ホーム事務組合では、養護老人ホーム江南荘にて、「65 歳以上の人で、環境及び経済的な理由等により、家庭にて養護を受けることが困難な方」を対象に、質の高い明るくぬくもりのある家庭的な雰囲気でのサービス提供、生きがいをもって生活ができるよう適切な援助、地域に愛される施設運営を基本方針として行っています。また、松山養護老人ホーム診療所では、養護老人ホーム江南荘及び特別養護老人ホーム久谷荘並びに救護施設みさか荘の入所者に対して医療を提供しています。

今後、当事務組合は、持続可能な経済社会構築への流れを踏まえ、松山圏域や関係市の特性を活かし、相互に連携を図りながら広域行政を推進し、松山圏域の将来を見据えた一体的な振興・発展への貢献を目指します。

## ② 松山養護老人ホーム事務組合の概要及び沿革

松山市、伊予市、東温市は、愛媛県の約 4 割の人口を擁し、その約 9 割が松山市に集中するとともに、周辺の市町も松山市のベッドタウンとなっています。

昭和 28 年 12 月に温泉郡浅海村ほか 24 町村によって温泉郡養老施設管理組合が設立されました。

また、昭和 30 年の市町村合併により、構成団体が 14 町村となり、昭和 34 年の市町村合併により構成団体が 11 市町村となり、昭和 37 年の市町村合併により、構成団体が 7 市町村となりました。

昭和 49 年 9 月に松山養護老人ホーム事務組合と改名し、また市町村合併及び伊予市の加入により、構成団体が 6 市町となり、昭和 51 年 4 月に、養護老人ホーム江南荘（定数 250 名→現在 200 名「令和 5 年 4 月」）を開設し、昭和 52 年 2 月に松山養護老人ホーム診療所を開設しました。

その後、平成 16 年、17 年の市町村合併により、構成団体が 3 市となっています。

### 〈構成団体（市）〉

3 市により共同設置しています。

松山市、伊予市、東温市

### ③ 一部事務組合事業計画について

松山圏域の福祉の拠点として、質の高いサービスの提供を目指し、また、常にコスト意識を持ちながら効率的に事業を進め、経営的にも持続的な成長につなげるために、本事業計画を策定します。

松山養護老人ホーム事務組合の事業計画の期間については、各構成団体が策定する

- ・第9期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・伊予市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・第9期東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

との整合性を図るため、これらの計画期間と終期を合わせ令和8年度（2026年度）までとしています。

#### ●事務組合構成団体別 面積・人口・世帯数

市名	面積 (km <sup>2</sup> )	令和3年		令和4年		令和5年	
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
松山市	429.35	507,777	253,393	504,509	254,299	500,948	254,908
伊予市	194.43	36,150	16,136	35,872	16,185	35,576	16,265
東温市	211.30	33,332	15,396	33,239	15,558	33,180	15,789
<b>構成市計</b>	<b>835.08</b>	<b>577,259</b>	<b>284,925</b>	<b>573,620</b>	<b>286,042</b>	<b>569,704</b>	<b>286,962</b>
<b>愛媛県計</b>	<b>5,675.92</b>	<b>1,344,919</b>	<b>656,983</b>	<b>1,330,302</b>	<b>657,331</b>	<b>1,315,335</b>	<b>657,856</b>

※人口及び世帯数 住民基本台帳(各年度9月末時点)

※面積 国土地理院発表(令和5年7月1日現在)

# 1

## 一部事務組合の現状・課題及び施策について

### 松山圏域市町の動きと一部事務組合との関連

松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）は、愛媛県内の他の圏域の人口が減少傾向となる中で、松山圏域への人口集中が進んできました。

近年、上浮穴地域などの山間部や中島などの島しょ部では、過疎化及び高齢化が急速に進行しており、保健・医療・福祉など生活環境の充実が急務となっています。

その中で、平成28年7月、松山市と近隣5市町（伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）は、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる魅力ある圏域を形成するため、連携協約を締結しました。（【松山圏域連携中核都市圏構想】※1）この連携協約により、当事務組合の構成団体である3市は、相互の自然、文化、歴史、都市機能及び人材を最大限活用し、連携していくこととしています。

この連携協約にて、松山圏域の目指すべき将来像とその実現に向けた具体的取り組みとして「まつやま圏域未来共創ビジョン」が示されました。

同ビジョンは、圏域市町のより一層の持続的発展と地域活性化を目指して取り組むために、平成28年度に策定された「まつやま圏域未来共創ビジョン」を引継ぎ、現在は、「第2期まつやま圏域未来共創ビジョン」となっています。

「第2期まつやま圏域未来共創ビジョン」として当事務組合で関係するものは、次のとおりです。

#### 《人口動向（分析）》

- ・松山圏域全体、各市町ともに総人口がピークを過ぎ、減少傾向にある。
- ・年少人口が減少、老年人口は増加することから、少子高齢化が一層進むと想定される。

#### 《福祉施設の状況》

- ・高齢者人口の増加にともない、要介護認定者が増加するとともに、制度改正の影響を受け、介護予防サービス受給者が増加している。

また、将来像の実現に向けた具体的取り組みの中で、当事務組合で関係するものは次のとおりです。

#### 《圏域全体の生活関連機能サービスの向上》

##### 《具体的な取組》

- ・地域包括ケアシステムの推進

各市町での取り組み事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人達が高齢者になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりに取り組む。

上記、松山圏域での市町の取り組みを踏まえ、将来像との整合をとりながら、当事務組合も事業を進めていく必要があります。

#### ※1 連携中核都市圏構想

人口20万人、昼夜間人口比率がおおむね1以上などの要件を満たす市が「連携中核都市宣言」をし、近隣の市町と連携して、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域住民全体の暮らしを支える役割を担う意思を有することを公表します。

連携中核都市と連携市町が、圏域の方向性、連携する分野、役割を定める「連携協約」を締結します（連携協約締結に当たっては、各市町の議会の議決が必要）。

連携協約に基づく具体的な取組みについて、関係市町との協議を経て「都市圏ビジョン」を策定します。

## 一部事務組合の現状と課題

---

松山養護老人ホーム事務組合の設立当初に比べると、少子高齢化の進行やサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の普及をはじめとする民間による事業進出など、社会情勢は大きく変わっています。

こうした中で、当事務組合においても、社会に求められるサービスの提供や将来に渡り持続可能な成長を目指していく必要があります。

具体的な課題としては、

- ・収支バランスのとれた適正な経営の確保
  - ・今後の人口減少・入所者ニーズの多様化・社会情勢等に合わせた入所者定数の検討
  - ・施設の老朽化対策とそれに伴う資金計画の作成及び実行
  - ・事業の簡素化・効率化による適正な人員配置
  - ・松山広域福祉施設事務組合との統合に向けた検討
  - ・介護人材の確保
  - ・自然災害時、感染症蔓延時における対策強化
- などがあげられます。

## 今後の方針及び施策

---

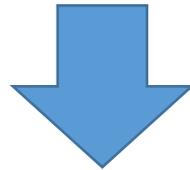
- 当事務組合は、本事業計画に基づき常にコスト意識を持ち効率的な経営に努めていきます。
- 当事務組合の施設がセーフティネットの役割を果たし、受け入れるべき住民を確実に受け入れ、構成団体の福祉事務所等との連携強化を徹底していきます。
- 事務組合福祉施設運営改善検討会において協議を行い、施設経営について全職員が共通認識を持ち、進めていきます。
- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定により計画的な施設整備を行い、入所者にとって快適な生活を送れる施設を目指すと共に、安定的な財源確保に努めていきます。
- 職員の資質向上につながる人材育成に努めていきます。
- 働きやすい環境を整備することにより、介護人材の確保・定着及び介護という仕事の魅力発信等に努めていきます。
- 今後の入所者ニーズの多様化や人口減少等の社会情勢に合わせた入所者定数の検討を行います。
- 自然災害時、感染症蔓延時における対策強化として、ソフト面及びハード面の向上に努めていきます。

## 重点取り組みについて

本事業計画では、持続可能な施設経営のために必要な取り組みを次のとおり行います。

令和6年度

重点取組	事務組合将来ビジョンの作成
現状・課題	持続可能な施設運営と施設老朽化対策が課題です。
取組内容	急速に進む人口減少・少子高齢化の中で、事務組合として社会におけるセーフティネットの役割を果たすため、事務組合の将来ビジョンを見据えた中長期計画作成に取り組みます。
取組事項	令和6年度より、将来に向けた施設整備や組合運営のあり方を検討するため、(仮称)事務組合福祉施設等の在り方検討プロジェクトチームを設置



令和6年度～令和8年度（施設経営改善・施設整備へ向けた取り組み）

取組区分	01	施設経営改善
現状・課題	江南荘は、入所者数の減少により事業費収入が減少していることから、入所者の確保と併せて、収支改善が課題です。	
取組内容	各職種のリーダー等で構成する「事務組合福祉施設運営改善検討会」を定期的で開催し、本検討会にて経営改善に向けた課題と対応策を打ち出し、全職員が共通認識を持ち、安定した経営基盤構築への取り組み。	
取組事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 収入増加や経費削減検討のため設置した、「事務組合福祉施設運営改善検討会」の定期的な開催</li> <li>② 構成団体・福祉事務所・医療機関等との連携強化と広報活動の充実による入所者数の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体等への定期的な入所状況の周知や広報活動</li> <li>・広報活動の年間計画の作成</li> <li>・ホームページの充実</li> </ul> </li> <li>③ 収支バランスの取れた予算管理及び執行</li> <li>④ 将来にわたる収支シミュレーションの作成</li> </ol>	

取組区分	02	施設整備
現状・課題	江南荘・診療所は、開設より47年を経過し、施設老朽化が著しく、自然災害発生時等に対応する施設改修が必要です。また、改修時には、プライバシーの確保や内装・照明器具等の住環境並びに労働環境に配慮した施設整備が課題です。	
取組内容	「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」を作成し、施設整備方針の決定への取り組み。	
取組事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の作成後の施設整備計画の作成</li> <li>② 財源の見通しを踏まえた、資金計画の作成(起債、補助金、基金等の活用)</li> <li>③ 入所者日常生活へ配慮した工事の実施</li> </ol>	

取組区分	03	組織改革
現状・課題	事務組合運営総括部門である事務局と施設管理部門である施設が、地理的に離れたところにあり、円滑な協議等を進める上で支障となっています。また、今後の施設規模検討時には、それに即した、適正な人員配置の検討が課題です。	
取組内容	事務局機能を福祉施設に移転し（令和6年4月予定）、事務局と施設の連携・協力体制の強化と施設規模検討の中での適正な人員配置への取り組み。	
取組事項	① 組織スリム化のため事務局機能を福祉施設に移転し、職員間の連携・協力を強化 ② 事務職員等配置の見直しを行い、事務局業務と施設業務の事務の効率化 ③ 施設規模に合わせた適正な人員配置への検討 ④ 働きやすい職場環境の充実	

#### スケジュール(令和6年度～令和8年度)

	令和6年度 (上半期)	令和6年度 (下半期)	令和7年度 (上半期)	令和7年度 (下半期)	令和8年度 (上半期)	令和8年度 (下半期)
施設整備及び組合運営のあり方 (将来ビジョン)素案作成	→					
施設所在地(松山市)との調整・決定		→				
構成団体との調整・決定		→				
施設整備及び組合運営のあり方の実行				→		

#### 令和6年度～令和8年度事業計画の基本的な考え方

令和6年度～令和8年度事業計画では、当事務組合として、まつやま圏域におけるセーフティネットの役割を果たすため、持続可能な組合運営を見据えた中長期計画作成に優先して取り組むとともに、施設入所者の安全・安心を最優先に考慮した、施設整備計画の決定・実行に努めます。

また、重点取組の実現のため、令和5年度より経営改善のため実施している、事務組合福祉施設運営改善検討会に加え、令和6年度当初には、(仮称)事務組合福祉施設等の在り方検討プロジェクトチームを設置し、今後の社会的需要と収支バランスを踏まえた、将来ビジョンを作成し、そのビジョンに基づいた、予算化を含めた施設整備や適正な施設規模及び人員配置、一部事務組合の統合等を含めた組合運営のありかたを令和7年度以降に実行できるよう、上記のスケジュールで計画的に取り組めます。

## 2

### 令和5年度までの主な取り組みについて

- 令和3年4月に診療所院外処方へ移行
- 令和5年4月に江南荘入所者定数の規則変更（定数250名→200名）
- 令和5年6月に事務組合福祉施設運営改善検討会の設置
- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画作成（令和6年3月策定予定）

## 3

## 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること

## 経緯

年月	内 容
昭和 28 年 12 月	温泉郡養老施設管理組合設立（温泉郡浅海村ほか 24 町村で構成）
昭和 29 年 5 月	温泉郡第一養老院開設（定数 30 名）
昭和 33 年 2 月	温泉郡第二養老院開設（定数 30 名）
昭和 34 年 4 月	温泉郡及び北条市養老施設管理組合と改名
昭和 37 年 11 月	温泉郡松山市及び北条市養老施設管理組合と改名
昭和 38 年 8 月	老人福祉法施行にともない温泉郡第一養老院及び温泉郡第二養老院を温泉第一養護老人ホーム及び温泉第二養護老人ホームと改名
昭和 49 年 4 月	温泉松山北条養護老人ホーム事務組合と改名
昭和 49 年 9 月	松山養護老人ホーム事務組合と改名 同時に伊予市加入
昭和 51 年 4 月	松山養護老人ホーム事務組合江南荘開設（定数 250 名）上記温泉第一及び温泉第二養護老人ホーム並びに松山市立養護老人ホーム香風園廃止 伊予市立養護老人ホームを廃止し、江南荘分院と改名
昭和 51 年 11 月	江南荘分院を休止
昭和 52 年 2 月	松山養護老人ホーム診療所開設
昭和 53 年 3 月	江南荘分院を廃止
平成 16 年 9 月	市町村合併により構成団体が 5 市町となった。
平成 17 年 1 月	市町村合併により構成団体が 3 市となった。
平成 17 年 4 月	市町村合併により構成団体が 3 市となった。
令和 5 年 4 月	規則改正により、江南荘入所者定数変更（定数 250 名→200 名）

●松山養護老人ホーム事務組合が運営する養護老人ホームの概況

区 分	内 容	定 数
施 設 名 称	江南荘	200 名
種 類	養護老人ホーム	
設 置 場 所	松山市恵原町甲 8 8 0 番地	
建 設 年 月 日	着工 昭和 50 年 2 月 20 日 竣工 昭和 51 年 3 月 25 日	
開 設 年 月 日	昭和 51 年 4 月 1 日	
敷 地	11,570.45 平方メートル	
建 物	6,065.44 平方メートル	
入 所 要 件	老人福祉法（第 11 条第 1 項第 1 号）に基づいて、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの	

## 現状と課題

養護老人ホームを取り巻く環境は、地域包括ケアシステムが進行する中で、過去からの生活困窮者向けの住まいとしての養護老人ホームの役割は大きく変化しつつあります。そのような中、入所者は、精神疾患・認知症を有する高齢者、虐待高齢者、要介護状態の高齢者等の入所が増加しています。

こうした高齢者を受け入れる養護老人ホームは、措置※1の受入れ施設として、社会におけるセーフティネットの役割が重要となっており、より一層関係市町と密接に連携し取り組む必要があります。

現在は、要介護状態の入所者のニーズに対応するため、個別契約型施設※2へ転換し、入所者の生活支援や介護ニーズの対応に努め、入所者に安心・安全な生活環境の提供に努めています。

また、施設入所者の減少と施設設備の老朽化対策が課題となっており、安定した事業費収入を得るために入所者の確保と外壁、水道・電気・ガス等のライフラインの改修の外、床・内壁・照明等の快適な住環境への整備を進める必要があります。

※1 措置

老人福祉法に基づいて、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者に対し、市町が職権をもって必要なサービスを提供する行為

※2 個別契約型施設

利用者が要介護状態になった場合、介護保険サービスの利用が可能となり、居宅サービス事業者（訪問介護、通所介護、訪問看護等）のサービス提供を受けることができる施設

●関係市町別 養護老人ホーム入所状況

(単位：名)

施設名	松山市	東温市	伊予市	久万高原町	松前町	砥部町	その他県内	施設計
江南荘	120	4	6	7	4	1	4	146

令和 6 年 3 月 1 日現在

## 今後の方針

---

高齢者を取り巻く生活環境が多様化する中、入所者の状況の変化に対して、これまで培ってきた施設風土を継承するとともに、更なるサービス向上を念頭においたソフト面の充実を図りつつ、社会情勢等に柔軟かつ積極的に対応しながら、経営の効率化を図り、安定した施設経営を目指します。

また、構成団体の高齢者福祉施策との整合性を図りながら、施設改修時には、住環境等の改善を努めていきます。

## 施 策

---

- 入所者個々の立場を尊重したサービスの質の向上
- 職種間の連携推進・連携強化によるチームケアの充実
- 個別契約型施設としての環境の充実
- 着実な事業実施のための経営基盤構築
- 施設改修にともなう住環境の整備
- 今後の人口減少・入所者ニーズの多様化・社会情勢等に合わせた入所者定数の検討
- 職員研修等による職員の人材育成、専門知識修得のための機会の充実
- セーフティネットの役割を果たす施設として、機能強化に向けた関係機関との連携強化
- 自然災害や感染症等への対策強化

# 4

## 診療所の設置、管理及び運営に関すること

### ●松山養護老人ホーム事務組合が運営する診療所の概況

区 分	内 容
施 設 名 称	松山養護老人ホーム診療所
種 類	診療所
設 置 場 所	松山市恵原町甲 8 8 0 番地
開 設 年 月 日	昭和 51 年 4 月 1 日
敷 地	856.0 平方メートル
建 物	191.5 平方メートル
診 療 内 容	内科 (月曜日) 整形外科 (火曜日) 皮膚科 (水曜日) 内科 (木曜日) 精神科 (金曜日)

## 現状と課題

診療所は、昭和 51 年の開設以降、江南荘、久谷荘及びみさか荘の 3 施設の入所者（定数合計 450 名）に対して医療を提供し、曜日別で内科、皮膚科、整形外科及び精神科の診療を行っています。

近年、施設入所者数も減少傾向にあり、診療件数が減少し、収支状況改善のため、従来の院内処方から院外処方へ移行しました。

また、薬剤管理の簡素化や経費縮減、診療報酬改定等に応じた柔軟な体制作りと建物の老朽化対策が課題となっています。

## 今後の方針

医師・関係職員・関係機関との連携を強化し、薬剤管理及び事務処理の最適化を進め、更なる経営改善・業務の効率化を図ります。

## 施 策

- 診療所運営に係る関係職員・関係機関との医療連携協議
- 施設入所者等の健康管理

